

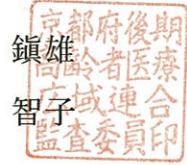
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年1月21日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 大面
同 関谷



京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査実施期間

平成24年11月26日から12月12日まで

3 監査の対象

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに執行された平成23年度の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に担当課から関係資料の提出を求め、関係諸帳簿、証書類の審査・照合等を行うとともに、質問調査を実施した。

5 監査の結果

京都府後期高齢者医療広域連合の予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、現金出納事務及び財産管理事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って適正に執行されているものと認められた。

特に広域連合長に対し、措置を求めるべき事項は見当たらなかったが、今後とも適正な財務に関する事務の執行に努められたい。